

沖縄県地域公共交通協議会
第1回協議会

沖縄県地域公共交通計画（仮称）
策定の背景

令和5年7月18日

沖縄県 企画部 交通政策課

1. 地域公共交通に取り組む必要性と意義
2. 地域公共交通に関する法律等について
3. 地域公共交通計画検討に向けた課題
4. 沖縄県地域公共交通計画（仮称）の
スケジュール（案）

1. 地域公共交通に取り組む必要性と意義

(1) 沖縄本島における人口等の動向

- 本島内の人口動向は、**中南部都市圏内では人口増加**が、**北部圏では人口減少**がそれぞれ継続している自治体が多い傾向にあるが、**近年は都市部でも人口減少**に転じている自治体も見られる。
- 本島内でも高齢化率は年々増加しており、**今後は南部や北部では概ね2人に1人が高齢者**に、中南部都市圏の**都市部でも3人に1人が高齢者**となるエリアが大半を占めるようになる。
- 今後、本島内においても人口動向が変動する中、人々の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性・活力のある地域の振興を図る上で「**移動**」は**欠かせない行為**である。

図 沖縄本島の市町村別人口動向

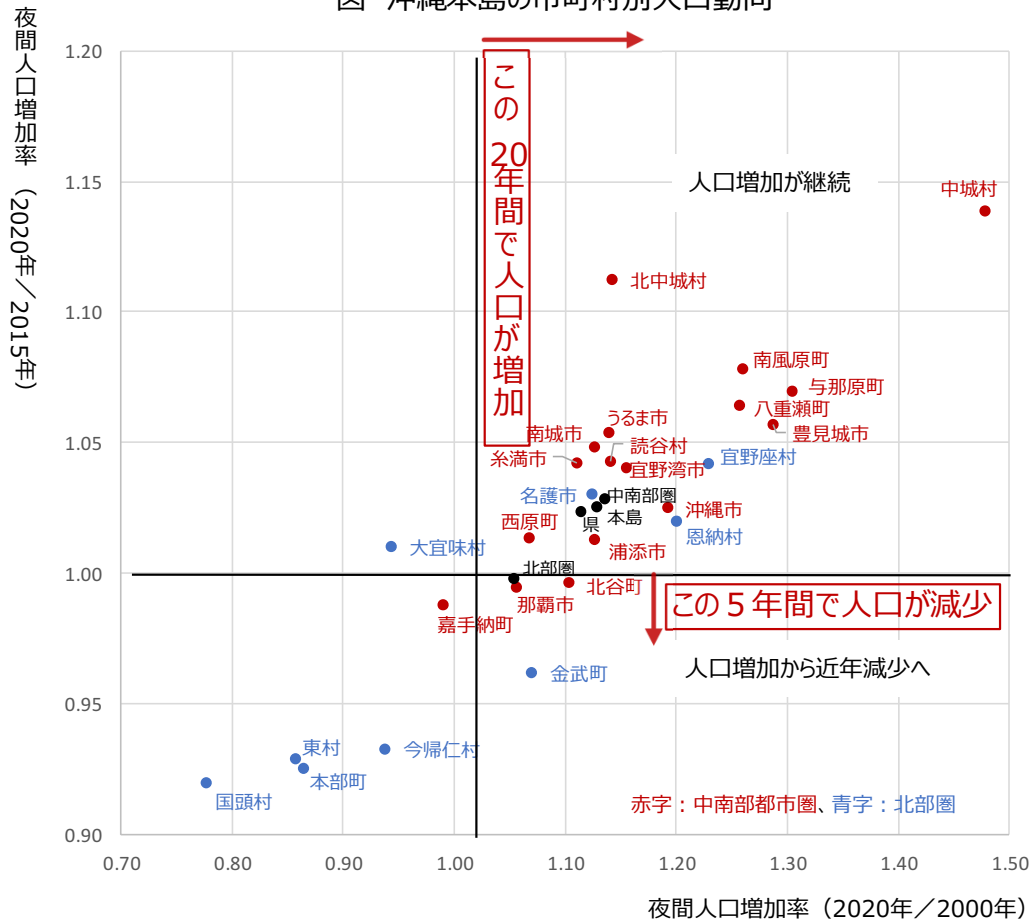
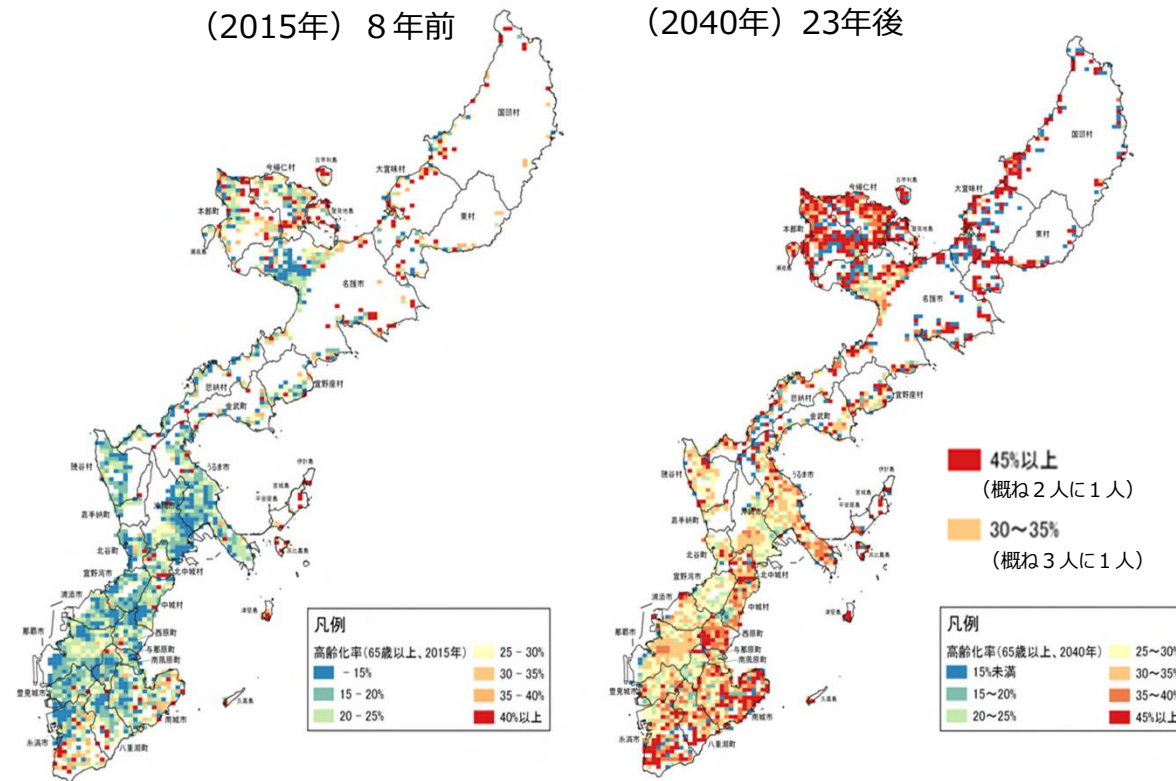


図 沖縄本島メッシュ別の高齢化率

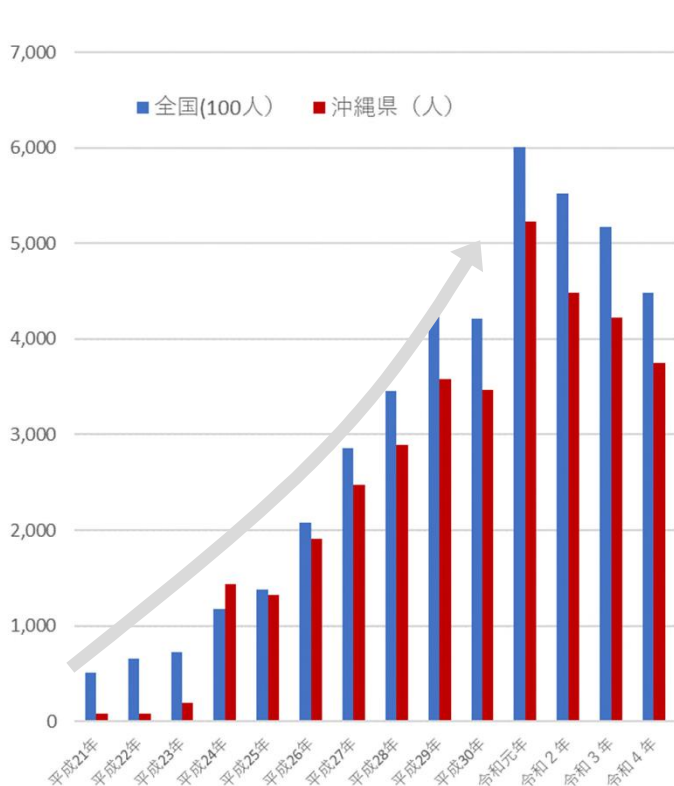


1. 地域公共交通に取り組む必要性と意義

(2) 沖縄本島の公共交通を取り巻く状況

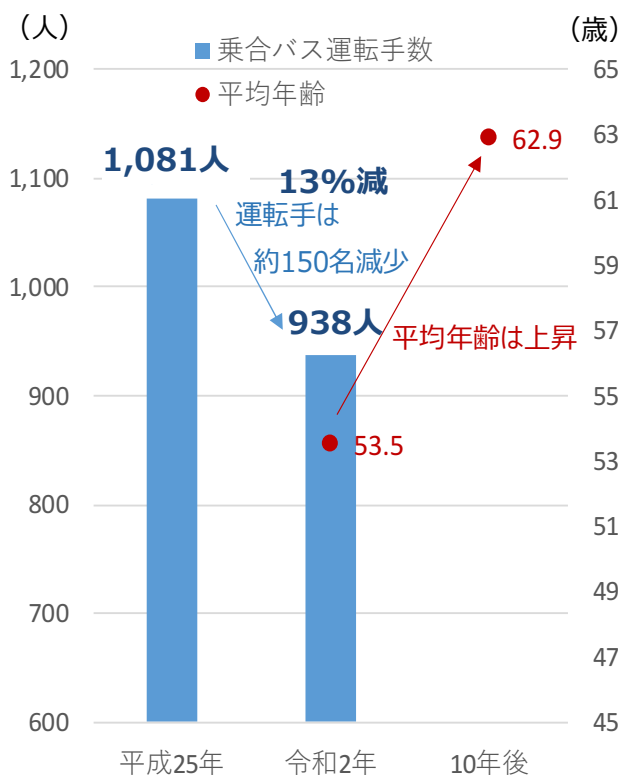
- 人口変動の本格化や近年の様々な社会経済情勢の影響に加え、**高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための負担の増加等、公共交通を取り巻く状況は大きく変化**している。
- さらに、沖縄を含めた我が国全体として、これまで続いてきた「民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担う」という構造が難しくなっている中で、**地方公共団体が中心となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要**となっている。
- また、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、**まちづくり、観光振興、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果**をもたらす。地域公共交通を確保・維持することは、**地域社会全体の価値を高めることに直結**するため、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって地域戦略の一環として取り組んでいくことが重要である。

図 沖縄県における運転免許返納者数



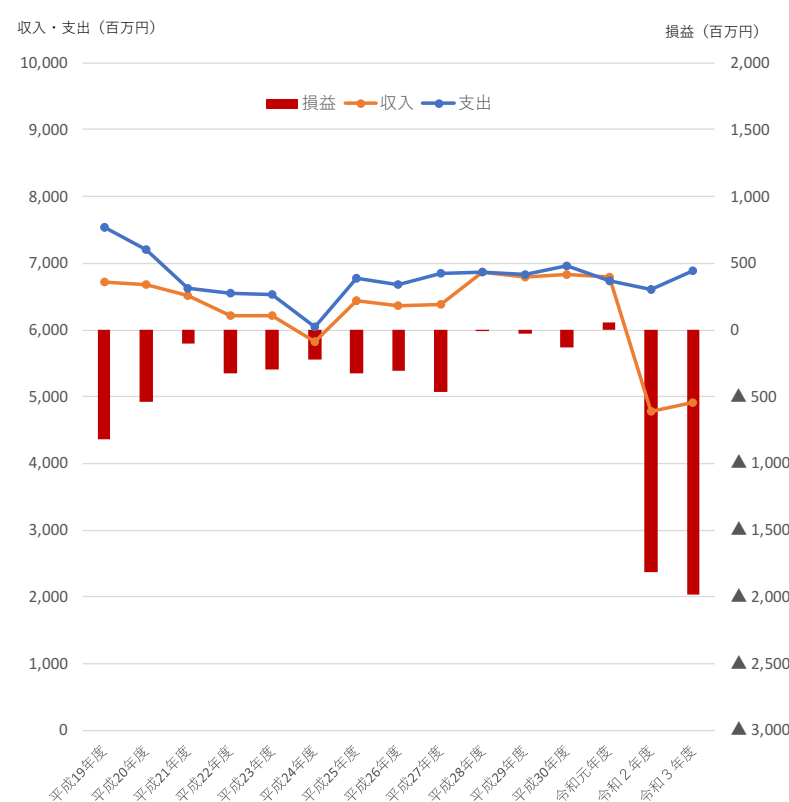
出典：運転免許統計（警察庁）より作成

図 路線バス運転手不足の深刻化



出典：沖縄県公共交通活性化推進協議会資料（第36回協議会）より作成

図 沖縄乗合バス事業の収支状況（4社計）



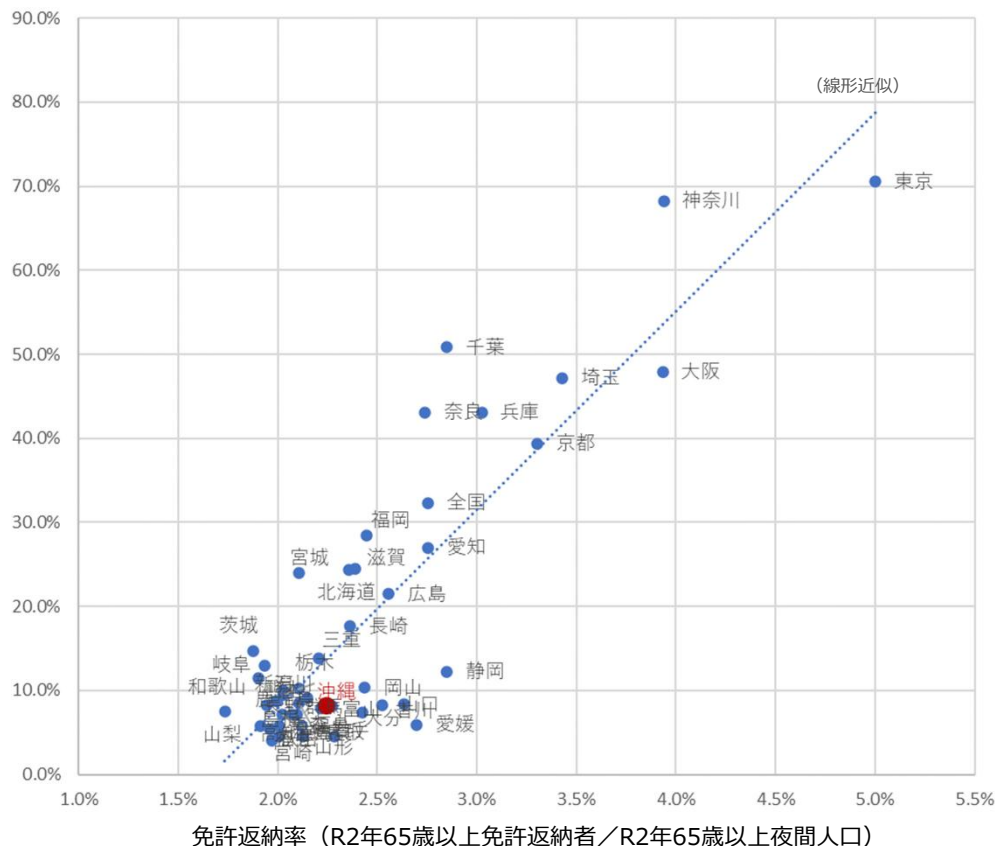
出典：乗合バス事業の収支状況について（国土交通省）の沖縄ブロックより作成

1. 地域公共交通に取り組む必要性と意義

(2) 沖縄本島の公共交通を取り巻く状況 (つづき)

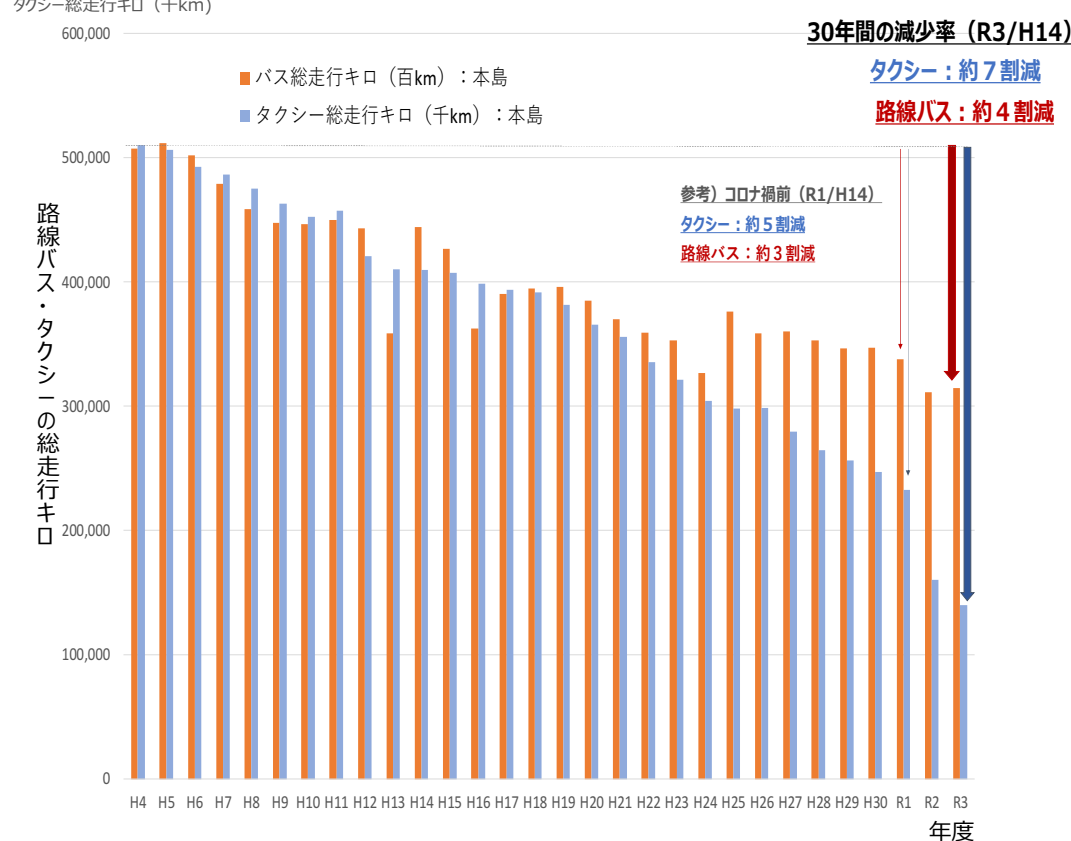
- 都道府県別に、高齢者（65歳以上）の免許返納率と公共交通利用率（通勤通学時）の関連性をみると、**公共交通利用率が高い地域ほど、高齢者の免許返納率は高い傾向**にある。
- ⇒ **高齢者の安全性や免許返納後の移動を確保する観点からも、公共交通の利便性を高めることが重要**
- 沖縄本島の**路線バス総走行キロ**（路線バス走行区間距離×運行本数）は徐々に減少しており、ここ**30年間では約4割（38%）減少**している。また、**タクシー総走行キロはここ30年間で約7割（73%）減少**し、**コロナ禍の減少率が大きい**。
- ⇒ **これまでの状況が継続すると、公共交通サービスそのものが更に減少していく懸念**

図 都道府県別の免許返納率と公共交通利用率の関連性



出典：運転免許統計（警察庁）、国勢調査（総務省）より作成

図 本島の路線バスとタクシーの総走行キロの推移



出典：運輸要覧（沖縄総合事務局）より作成

1. 地域公共交通に取り組む必要性と意義

(3) 公共交通の役割等

公共交通の一般的な役割

1. 移動の保障

- ・誰でも乗ることができる
- ・どこでも乗ることができる
- ・好きな時に乗ることができる

2. 移動の効率化（中大量輸送機関）

- ・人を集めて運ぶ → 道路交通渋滞の解消
- ・道路空間の有効利用
- ・土地の有効利用、空間の魅力向上
- ・エネルギー消費の削減、環境負荷軽減

3. 沿線の開発（中大量輸送機関）

- ・TOD（公共交通指向型開発）

4. 自動車の外部不経済の解消

- ・交通渋滞、交通公害、交通事故の低減
- ・二酸化炭素排出削減

公共交通のさらなる役割

1. にぎわいの創出（集めて運んでくる、留める）

- ・飲食店、商業施設が立地
- ・文化、交流機能と連携した余韻の楽しみ

2. 都市の住民、観光客、若者の呼び込み

3. 目的地選択の拡大

- ・医療、商業施設、大学、高校進学

4. 健康増進

- ・糖尿病、高血圧疾患等のリスクを軽減
- ・歩行量の増加

5. 交通費削減

- ・他の財の消費へ

6. 自立心、社会性・モラル、思いやりの心

- ・公共交通育成で交流

出典：地域公共交通セミナー資料（中部運輸局）等を参考に作成

地域公共交通のポイント

- ①公共交通としての使命は、**日常生活の確保、できるかぎりの移動保障**（車を利用できない高齢者・高校生等、移動の選択制や移動の自由）
- ②**多くの日常的な移動を効率的に**支え、**適正な都市構造や土地利用を誘導**（骨格軸の形成、コンパクトシティ、TOD、にぎわい等）
- ③**地域にふさわしい移動手段と持続性の高い地域づくり**（クロスセクター→公共交通の効果＞都市、環境、商業、観光、福祉、健康、教育等のコスト）

◆地域公共交通が現状のままでは、**交通事業者の持続可能性や公的負担の適正化、利用者目線での長期安定化は困難な状況**

◆交通事業における**移動の目的を生み出す**視点、生活施設・交流施設の整備、市民が交流する場づくりといった**都市政策等との連携も不可欠**

◆このため、**①官と民で、②交通事業者相互間で、③他分野（福祉、教育、商業等）とも、「共創」を推進し、地域公共交通（＝都市、まち、地域）を持続可能な形**としていく。

2. 地域公共交通に関する法律等について

(1) 地域交通法※の概要

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定める。(平成19年制定)

地域公共交通計画

(令和2年改正)

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン

- ・ 全ての地方公共団体に対して**作成の努力義務** ※計画作成数：835件（2023年度末時点）
- ・ 地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「**法定協議会**」において協議を行い、地域公共交通計画を作成

地域公共交通特定事業

地域の実情に応じた取組の実施を円滑化するため、**地域公共交通計画に盛り込む**ことができる法定事業

- ◇ **軌道運送高度化事業**
LRT（Light Rail Transit）の整備
- ◇ **道路運送高度化事業**
BRT（Bus Rapid Transit）の整備
- ◇ **鉄道事業再構築事業**
鉄道の上下分離等
- ◇ **地域旅客運送サービス継続事業**
公募を通じた廃止予定路線の交通の維持
- ◇ **貨客運送効率化事業**
貨客混載の導入
- ◇ **地域公共交通利便増進事業**
路線、ダイヤ、運賃等の見直しによるサービス改善等



実施計画

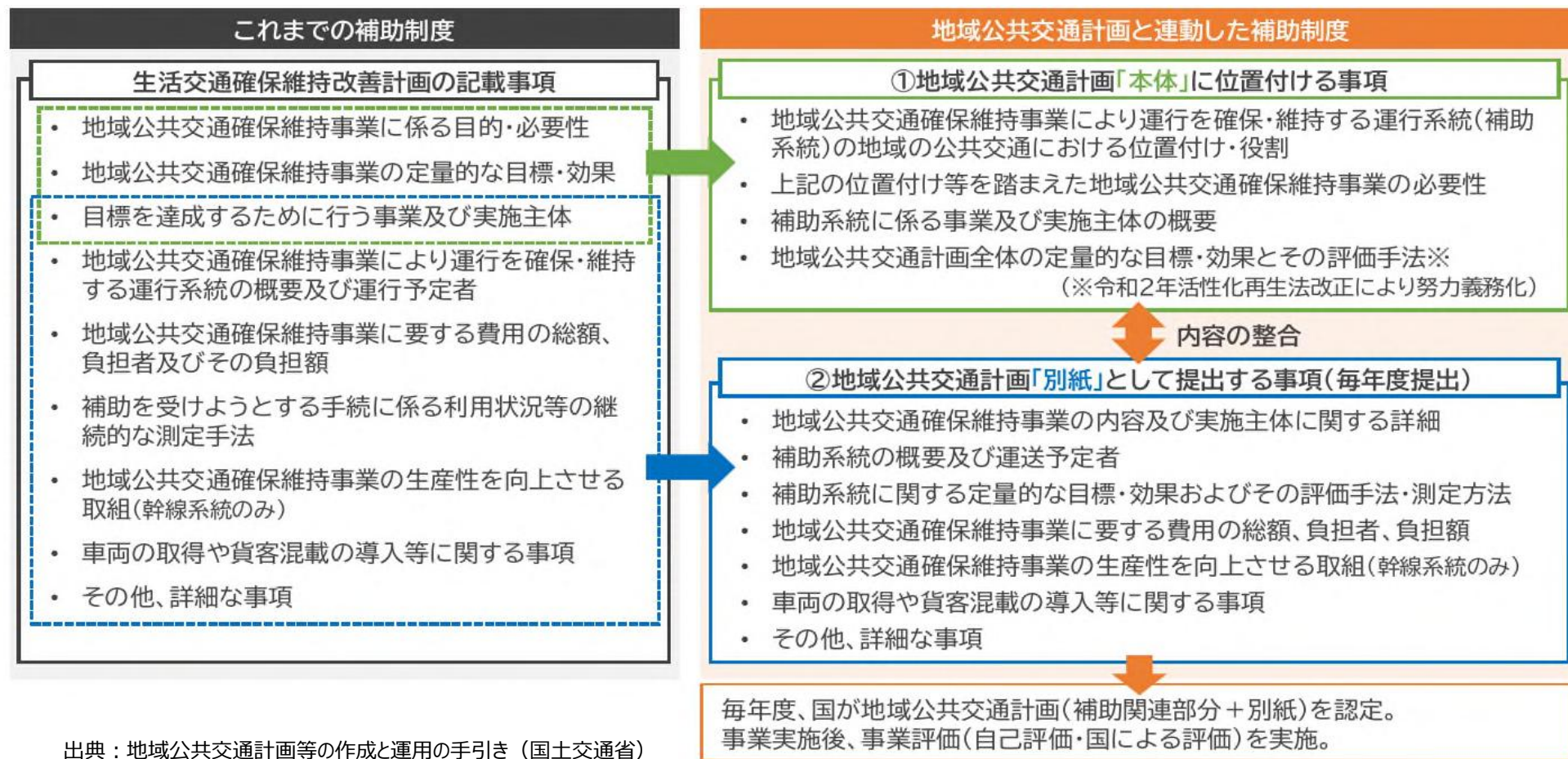
- ・ 個々の**特定事業**について、地方公共団体・事業者が実施計画を作成
- ・ 実施計画について**国土交通大臣の認定**を受けた場合、**予算上の措置**（地域公共交通確保維持改善事業等）や**法律上のワンストップ特例**（許認可手続の一元化）などの特例措置

2. 地域公共交通に関する法律等について

(2) 補助制度との連動

- 令和2年改正法の施行に伴い、**地域公共交通計画の作成が地域公共交通確保維持事業による補助要件**として定められた。これまでの補助制度では「生活交通確保維持改善計画」に記載することで認定を受けていたが、今後は「地域公共交通計画」に記載することで認定を受けることになる。
- このため、**補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等について、原則、補助系統が跨がる全ての市町村の地域公共交通計画又は都道府県の地域公共交通計画に記載が必要**であり、法定協議会において協議がなされる必要となる。特に、幹線系統については都道府県の計画への位置付けも想定しており、今後は都道府県による計画作成も重要となる。

図 補助に関する地域公共交通計画への記載内容



2. 地域公共交通に関する法律等について

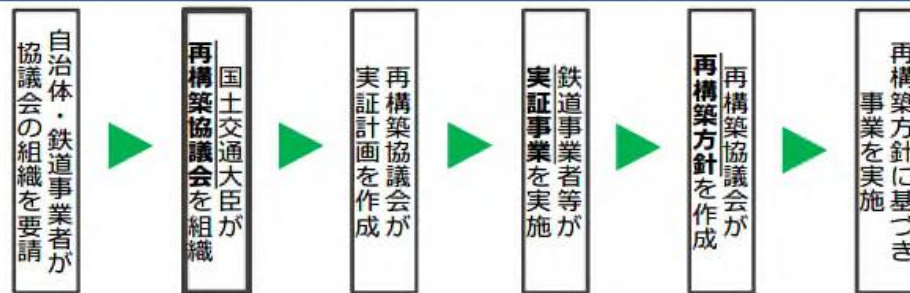
(3) 地域交通法等改正法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号））

地域の関係者の連携と協働の促進【地域交通法】

- ・**目的規定**に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、**国の努力義務**として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加。
- ・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、**地域公共交通計画への記載**に努める事項として追加。

ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充【地域交通法】

- ・自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「**再構築協議会**」を創設（協議会の開催、調査・実証事業等に対して国が支援）。
- ・また、協議会において①鉄道輸送の維持・高度化 ②バス等への転換のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が調ったときは**再構築方針を作成**。国は協議が調うよう積極的に関与。
- ・国は、大臣認定を受けた同事業によるインフラ整備に取り組む自治体について、**社会資本整備総合交付金等**により支援。 <予算>



（協議会では「廃止ありき」「存続ありき」の前提を置かず議論）

※] R各社は、引き続き] R会社法に基づく「大臣指針」を遵守し、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえて現に営業する路線の適切な維持等に努めることが前提

バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充【地域交通法】

「地域公共交通利便増進事業」の拡充

- ・自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「**エリア一括協定運行事業**」を創設。
- ・国は、**複数年の支援総額を事前明示**するとともに、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援（上下分離も可能）。 <予算>

「道路運送高度化事業」の拡充

- ・AIオンデマンド、キャッシュレス決済、EVバスの導入等の**交通DX・GXを推進**する事業を創設。
- ・国は、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援するとともに、（独）鉄道・運輸機構の出融資や固定資産税の特例措置により支援できるよう措置。 <予算・財投・税制>



鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設【鉄道事業法・道路運送法】

地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする**協議運賃制度**を創設。（※乗合バスについては、平成18年より協議運賃制度を導入済。）

【目標・効果】：再構築協議会における協議や地域の関係者との連携・協働を通じ、地域交通を再構築
(KPI) 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数：67件（2022年10月時点）⇒300件（2027年度）

2. 地域公共交通に関する法律等について

(4) 地域公共交通の「リ・デザイン」に向けた地方ブロック説明会の開催

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年5月23日
総合政策局交通政策課
地域交通課
都市局街路交通施設課
鉄道局鉄道事業課
自動車局旅客課

【別紙1】
※オンライン併用

地域公共交通の「リ・デザイン」に向けた地方ブロック説明会を開催します！
～地域公共交通の「リ・デザイン」の全国での早期実装に向けて～

地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進めるための「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が、本年4月28日に成立しました。
同法に基づく地域公共交通の「リ・デザイン」を早期に全国で実装するためには、地方公共団体や交通事業者を始めとする関係者に対して制度を着実に周知し、具体的な案件形成を強力に進めていくことが重要です。

このため、本省職員から、地域公共交通の「リ・デザイン」関連制度について説明を行う場として、地方公共団体・交通事業者の実務者に向けた「地方ブロック説明会」を全国10ブロックで開催することとしましたので、お知らせいたします。

1. 開催概要

○主催

国土交通省 本省、地方運輸局等及び地方整備局等の合同開催

○対象者

各地方運輸局等管内の地方公共団体（交通政策・まちづくり担当部局）及び交通事業者

○説明者

本省課長級職員ほか（※）

※総合政策局地域交通課長、都市局街路交通施設課長、鉄道局鉄道事業課長、自動車局旅客課長等を予定

○プログラム

法改正・予算等の背景・狙い、各制度の概要、具体的なイメージ等

2. 開催日時・場所等

○【別紙1】の開催日時・場所等を予定

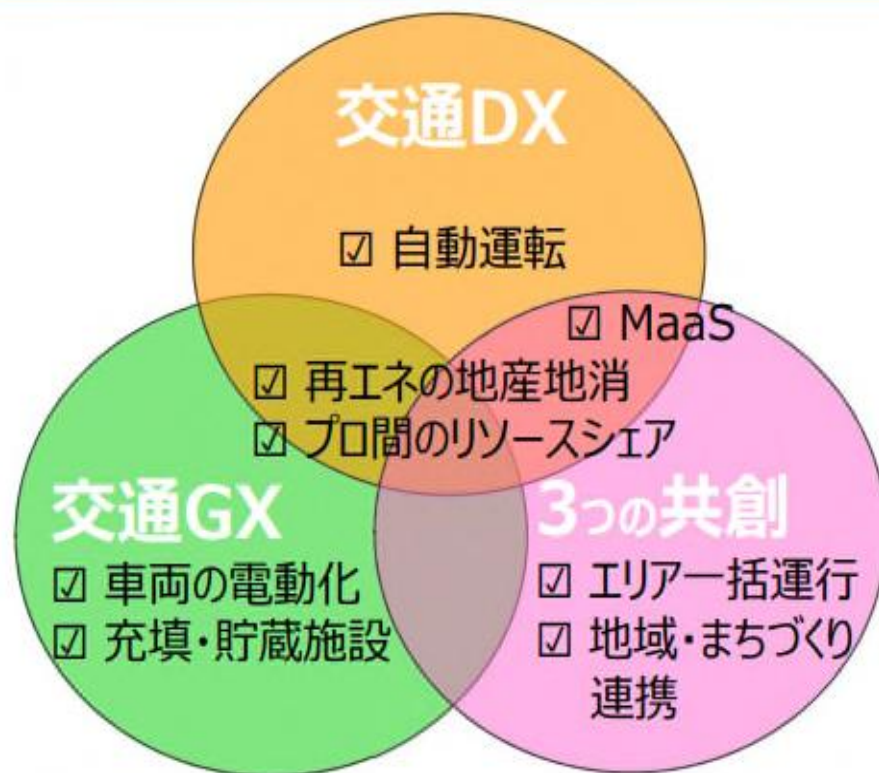
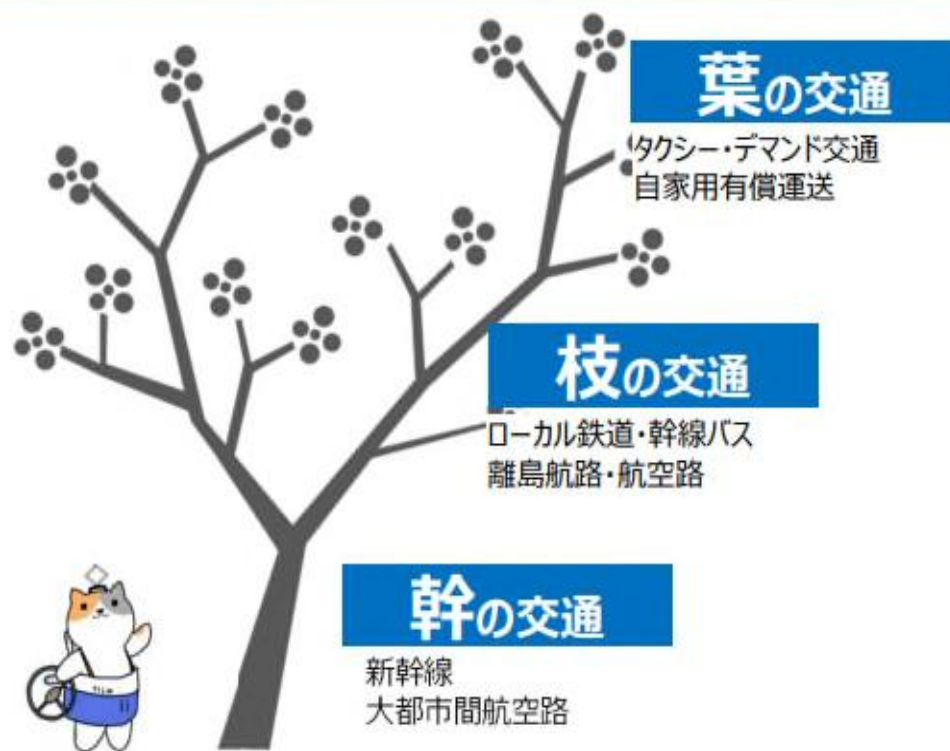
日程	曜日	時間	ブロック	会場
5月25日	木	13:00～	四国	高松サポート合同庁舎 南館 3階海技試験場
5月26日	金	13:00～	北海道	北海道開発局研修センター 2階講堂
5月29日	月	13:30～	関東	横浜第2合同庁舎 16階会議室
5月31日	水	15:00～	近畿	大手前合同庁舎 1階共用会議室
6月1日	木	13:30～	中国	広島合同庁舎4号館 海技試験場
6月5日	月	13:30～	中部	名古屋合同庁舎第1号館 9階海技試験室
6月9日	金	13:30～	東北	仙台第4合同庁舎 4階海技試験室
6月14日	水	10:30～	北陸信越	富山県民会館 3階304号室
6月16日	金	13:30～	九州	福岡合同庁舎新館 7階海技試験場
6月16日	金	13:30～	沖縄	沖縄総合事務局 5階海技試験室・受験者控室

2. 地域公共交通に関する法律等について

(5) 地域公共交通の「リ・デザイン」について

※国土交通省におけるアフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」有識者検討会、交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会で審議

- 地方の鉄道・路線バスなどの**地域交通**は、地域の**社会経済活動に不可欠**。高齢化や免許返納等により、自家用車を運転できない人も増加。しかし、人口減少等による長期的な利用者数の落ち込みに加え、コロナ禍の直撃により、**存続が深刻に懸念**される状況。
- このため、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「**交通DX**」、車両電動化や再エネ地産地消など「**交通GX**」、①**官民共創**、②**交通事業者間共創**、③**他分野共創**の「**3つの共創**」により、**利便性・持続可能性・生産性**が向上する形に地域交通を「**リ・デザイン**」=再構築し、地域のモビリティを確保。
- これにより、『**デジタル田園都市国家構想**』及びこれを具体化する「**地域生活圏の構築**」の実現と、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする『**新しい資本主義**』の実現を目指す。

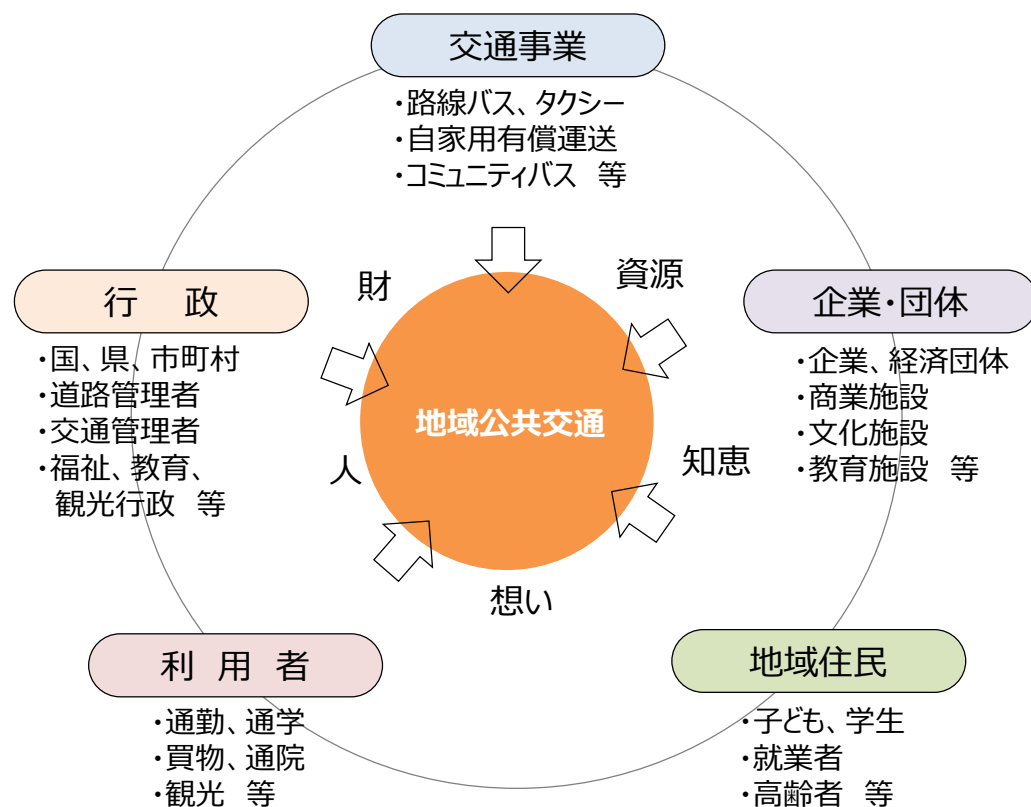


2. 地域公共交通に関する法律等について

(参考) 地域公共交通の「共創」とは

- 「アフターコロナ時代に向けた地域交通の共創に関する研究会」では、地域の暮らしを充実させる観点から、「コミュニティを核としたくらし目線の交通の実現」、「ガバナンスを強化した実効性のある交通マネジメント」、「新たなファイナンスの可能性の探求による持続可能性の確保」という3つの柱から導き出される地域交通のあり方を、各領域の垣根を越えた「共創」の発想で進めていくべきとされた。
- 以上のことを背景として、以降の国の検討会において、近年急速に進展するデジタル技術等の実装を進めつつ、**①官と民で、②交通事業者相互間で、③他分野とも、「共創」を推進**することが示された。

全ての関係者、力で共創



交通・他分野間の共創



医療×交通



介護×交通



エネルギー×交通



住宅×交通



教育×交通



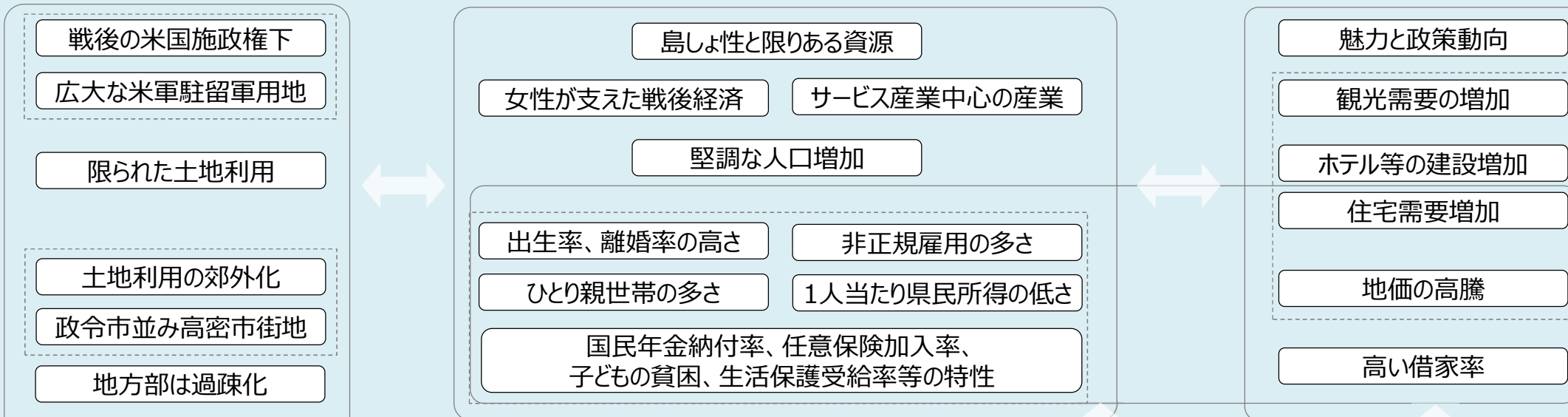
農業×交通

3. 地域公共交通計画検討に向けた課題

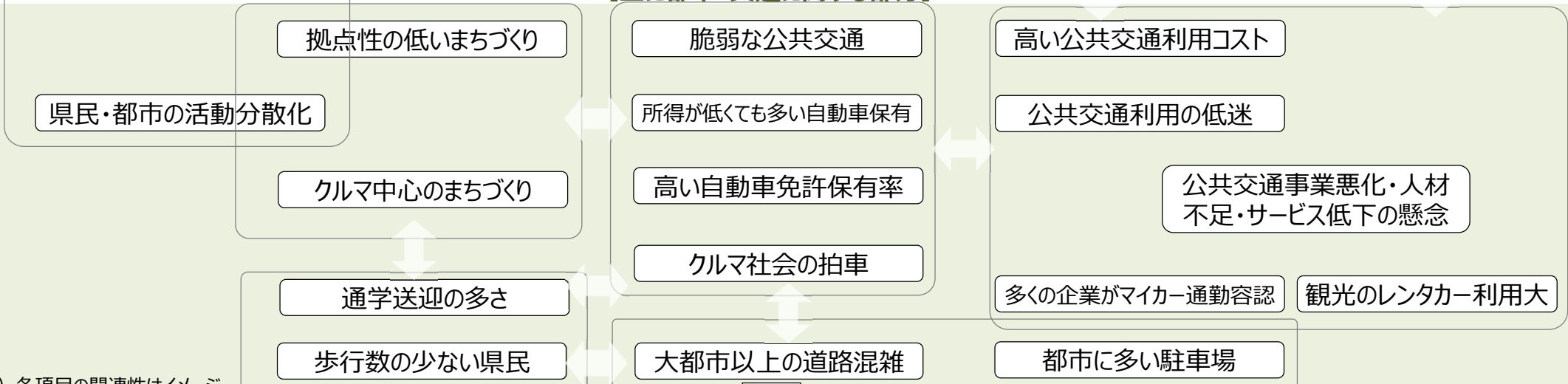
(1) 沖縄の都市構造、社会構造、交通課題等の関連性

- 沖縄で地域公共交通の活性化・再生を図る上では、沖縄の歴史、都市構造、社会構造を含めた様々な要素を踏まえると、**まちづくりを含めた総合的な対策と、時間軸も考慮した効果的な対策の両面**を講じていくことが重要と考えられる。

【歴史・社会構造・都市構造に関する部分】



【主に都市・交通に関する部分】



注) 各項目の関連性はイメージ

県民の健康問題（高い健康診断有所見率・平均寿命全国順位の大幅低下）、クルマの外部不経済、持続可能なまちづくり上の大きな課題

3. 地域公共交通計画検討に向けた課題

2) 計画検討に向けた主な課題

① **特に本島中南部は、骨格的な公共交通軸が不十分な中、土地利用や人口集積は政令指定都市並みであることから、県民の日常生活や観光に関する、多くの潜在的な移動需要に対応した公共交通を構築する必要がある**

- ・ **D X等新技術**（MaaS、自動運転、連節バス等）に関する活用可能な施策の検討
- ・ 様々な**新たな事業制度**（地域公共交通利便増進事業、エリア一括運行等）の適用
- ・ 公共交通サービスの向上や運転手不足への対応等も考慮し、**バス事業の生産性向上**に向けた取組
- ・ 沖縄の社会構造の中でマイカーに大きく依存している様々な移動について、**実効性の高い公共交通利用への行動変容**

② **都市部については「事業性」を高めること、地方部においてはコミュニティバスや各種移動資源を含め利便性の高いネットワークを構築することにより、公共交通への利用転換を進める必要がある。**

- ・ 公共交通の低迷等による、移動手段を持たない高齢者や通学等の日常生活への影響が懸念されるため、マイカーに依存せざるを得ない交通社会の改善や、地域公共交通の確保・維持
- ・ そのため都市部では「事業性」を高めること、同時に地方部の「公益性」を確保することも重要
- ・ また、**それぞれの地域の特性等を踏まえ、「葉の部分」を中心に、地域住民の日常生活を支えるため、あらゆる移動資源や関係者の力による共創が必要**

③ **県民と企業、交通事業者、行政含め、それぞれが連携しながら持続可能な工夫と努力が重要である**

- ・ **県民と企業は、交通社会に寄与することが、それぞれ生産性、健康等にも大きく影響することについて共有し、行動変容可能な実効性の高い方策について、社会全体での検討**
- ・ **交通事業者等は、事業生産性向上のための方策**や共創のあり方について、関係者とも連携した検討
- ・ **行政は、社会構造的な課題がある県民生活に寄り添ったまちづくりを進めつつ、必要な財源確保とその有効活用の視点も踏まえ、持続可能な地域公共交通の構築に向けた早急な取組**

4. 沖縄県地域公共交通計画（仮称）のスケジュール（案）

年度 月	令和5年度									次年度以降
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
協議会	第1回 7/18 ● ・ 計画策定の背景 ・ 地域公共交通の課題 ・ 計画骨子案 等					第2回 ⇔ ・ 計画素案たたき台 ・ 具体的施策 ・ 評価手法 等			第3回 ⇔ ・ パブリックコメント結果 ・ 計画案 ・ 今後の進め方 等	次年度以降 毎年開催予定 ・ モニタリング、評価 ・ 見直し検討、計画改定
計画素案たたき 台作成	→ (実線) → (点線) → (点線) → (点線) → (点線) → (点線) → (点線) → (点線) → (点線)									
具体的施策の 検討	→ (実線) → (点線) → (点線) → (点線) → (点線) → (点線) → (点線) → (点線) → (点線)									
パブリックコメント の実施	→ (点線) → (実線) → (点線)									

※第2回協議会以降のスケジュールは予定であり、今後変動する可能性がある

※その他、関係者へのアンケート等についても実施予定